

第4章

小・中学校における 特別支援教育の充実への支援

第4章 小・中学校における特別支援教育の充実への支援

1 LD等を含め障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実

【現状と課題】

平成15年7月から9月にかけて都教育委員会が実施した調査結果によると、都内公立小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、4.4%の者が特別な教育的支援を必要としていることが明らかになりました（下記参照）。こうした児童・生徒は現在、通常の学級の中で何らかの困難を感じており、個々の特別な教育ニーズに応じた適時・適切な支援を必要としています。

- 「通常の学級に在籍する児童・生徒の学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等に対応した教育的支援に関する研究」にかかる調査（結果）

調査目的	学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の実態を把握し、今後の施策の在り方や教育の在り方を検討する上での基礎資料とする。
質問項目	①学習面（聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する） ②行動面（「不注意」「多動性－衝動性」） ③行動面（「対人関係やこだわり等」） （文部科学省の調査に準ずる。）
調査対象	公立小・中学校の通常の学級に在籍する全児童・生徒 752,068 人
調査回答者	通常の学級の担任と主幹等の複数の教員が判断の上で回答
回収率	対象校は1,995校で、回収率は100%
集計結果	知的に遅れはないが、学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合 ○学習面や行動面で著しい困難を示す=4.4% ○学習面で著しい困難を示す=2.9% ○行動面で著しい困難を示す=3.0% ○学習面と行動面ともに著しい困難を示す=1.5%

特別支援教育を推進するための制度の在り方については、現在、国において法改正も含めた検討が行われており、都及び区市町村においては、こうした国の動向を踏まえ、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた適切な相談支援システムを構築することをめざして、特別支援教室（仮称）の設置の在り方等について検討を進めていく必要があります。

しかし、その一方で、特別支援教育に関する理解啓発や、「個別の教育支援計画」の作成・活用、校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名・育成など、法改正の動向にかかわらず体制整備を進める必要がある内容については、可能な限り早い時期から積極的な取組を始めることが課題となっています。

【改善の方向及び計画】

(1) 小・中学校における特別支援教育体制の整備

ア 特別支援教育体制モデル事業の実施（新規）

東京都心身障害教育改善検討委員会最終報告や国の動向等を踏まえ、これから都における特別支援教育を推進するに当たり、小・中学校における特別支援教育の推進体制を整備するために、

「特別支援教育体制モデル事業」を実施します。

本モデル事業は、北区、八王子市、調布市、あきる野市の1区・3市をモデル地域とし、以下に示す内容についての実践的な研究を行い、今後、各区市町村が特別支援教育を推進していくに当たっての課題等について検証・整理します。

- 校内体制の整備に関すること。
 - ・ 校内委員会の設置
 - ・ 特別支援教育コーディネーターの指名・育成
- 巡回指導、巡回相談等に必要な体制等に関すること。
 - ・ 特別支援教室（仮称）の設置に向けた試行
 - ・ 専門家等との連携による巡回相談の試行
- 特別支援教室（仮称）での指導の対象となる児童・生徒の判断の仕組みに関すること。
- 特別支援教育の理解啓発に関すること。
- その他

項目	第一次実施計画				長期計画 20~25年度
	16年度	17年度	18年度	19年度	
特別支援教育体制 モデル事業 (1区・3市)	実施				国の動向等を踏まえて本格実施

イ 副籍モデル事業の実施（再掲<26ページ>）（新規）

副籍とは、都立盲・ろう・養護学校に在籍する、原則として希望する児童・生徒全員が、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、学校・学級だよりの交換や学校・地域行事等における交流、小・中学校の日常の学習活動への参加等を通じて、地域とのつながりの維持・継続を図るものです。

都教育委員会は、区市町村教育委員会と連携しながら、モデル事業の実施やガイドラインの作成等を行っていきます。

（7）副籍モデル事業の実施

都教育委員会は、副籍制度の導入に向けてモデル事業を実施し、下記の内容について実践的な研究を進めます。

- 副籍制度導入における理解・啓発に関すること。
- 地域指定校決定までの手続に関すること。
- 在籍校と地域指定校の情報交換・連携の在り方に関すること。
- 実施の具体的な内容と実施上の課題等に関すること。

副籍モデル事業は、平成16年度は八王子市、あきる野市で、平成17年度以降は北区、調布市を加えた4区市において、各区市の実情に応じた試行を行っていきます。

モデル事業実施に当たっては、学識経験者、医師、保護者団体等により構成される「特別支援教育体制・副籍モデル事業評価委員会」を設置し、様々な視点からの検証、評価を行います。

また、モデル事業を実施する区市教育委員会等により構成される「特別支援教育体制・副籍モデル事業運営連絡会」を設置し、事業の進捗状況や実施に当たっての課題等について、積極的な意見交換を行い、区市教育委員会との一層の連携の強化に努めていきます。

(1) ガイドライン・指導事例集の策定

副籍制度を導入するに当たり想定される手続や交流活動等を円滑に実施するためのガイドライン及び指導事例集を作成します。

項目	第一次実施計画				長期計画 20~25年度
	16年度	17年度	18年度	19年度	
副籍制度の導入				実施予定	→
副籍モデル事業	実施				
ガイドライン・指導事例集の策定		ガイドラインの作成	指導事例集の作成		

(2) 個別の教育支援計画の充実（再掲）（新規 24 ページ）

小・中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の教育内容・方法の充実を図るために、「個別の教育支援計画」に基づく指導を推進します。「個別の教育支援計画」の作成は、平成 17 年度から都立盲・ろう・養護学校等への普及を図り、平成 19 年度からは区市町村への普及を進めています。

「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たっては、今後、ガイドライン及び Q&A の作成を進めるとともに、小・中学校の教員を対象とした研修会や講習会を実施し、LD 等を含め障害のある児童・生徒一人一人の教育ニーズに応じた教育環境の整備を推進します。

(3) 小・中学校における教員の資質・専門性の向上

ア 特別支援教育の理解・啓発に関する研修の実施

特別支援教育への移行及び推進に当たっては、小・中学校の管理職や学級担任等への理解啓発が不可欠です。そのため、初任者研修や 10 年経験者研修、主幹研修や管理職研修など、教員のライフステージや職層に応じた研修の機会を活用するなどして、特別支援教育の制度や LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と指導に関する研修等を推進していきます。

また、現在、区市教育委員会において心身障害教育を担当する指導主事を対象として、「心身障害教育担当指導主事連絡協議会」を実施していますが、今後は、こうした機会をこれまで以上に充実するなどして、特別支援教育に関する専門的な研修を行い、小・中学校における特別支援教育推進の中核となる人材を育成していくことが望まれます。

イ 特別支援教育コーディネーター養成に関する研修（区市町村）（新規）

LD 等を含め障害のある児童・生徒や保護者のニーズに適切に対応するため、平成 19 年度までに、すべての小・中学校において校内委員会を設置するとともに、特別支援教育コーディネータ

ーを指名します。特別支援教育コーディネーターは、校内の関係者及び校外の関係機関・専門家等と連携を図り、LD 等を含め障害のある児童・生徒やその保護者のニーズに応じた具体的な支援策の調整・実施に努めます。

都教育委員会は、小・中学校の特別支援教育コーディネーターの養成に当たり、区市町村において中核的な役割を果たすことのできる人材を育成します。各区市町村においては、都における研修を修了した人材を有効に活用するなどして、地域の実情に応じた育成研修を実施していくことが望まれます。

項 目	第一次実施計画				長期計画 20~25 年度
	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	
	開 始				
特別支援教育コーディネーター養成研修（区市町村）		60 名	60 名	60 名	

ウ LD、ADHD、高機能自閉症等の理解と指導に関する専門研修及び研究

LD、ADHD、高機能自閉症等の基本的な理解と指導の在り方、関係機関との連携による相談支援の在り方等についての研修・研究をより一層深め、小・中学校における教員の専門性の向上と特別支援教育推進体制の整備を図ります。

研修の実施に当たっては、既存の研修事業のより一層の充実を図るとともに、大学や民間の研究機関等との連携による研修実施体制等についても検討していきます。

エ 教育相談に関する研修の充実

小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者への適切な相談支援を行っていくためには、個々の教員がカウンセリングマインドを身に付けることが大切です。そのため現在も、教職員研修センターにおいて、教育相談の基本的な考え方や学校での教育相談の生きかし方、具体的な問題への対応、教育相談の組織的な推進、関係機関との連携の在り方等に関する研修を実施しています。

今後は、こうした教育相談に関する研修をより一層充実させるとともに、特別支援教育コーディネーター養成に関する研修の実施方法や実施内容との関連も含めて、教員のカウンセリングマインドの育成に関する研修の在り方について検討していきます。

オ 特殊教育教諭免許状取得の促進（再掲<55 ページ>）

現在、心身障害学級を担当する教員の特殊教育教諭免許状の保有は義務付けられていませんが、児童・生徒の障害や保護者の多様化するニーズにこたえるためには、より専門的な知識・技能が必要とされています。

そのため、今後、小・中学校において、LD 等を含め障害のある児童・生徒の教育に携わる教員の専門性の向上を図るために、現職の教員を対象として教育職員免許法に基づく認定講習の充実を図り、特殊教育教諭免許状の取得の促進を図ります。

項目	第一次実施計画				長期計画 20~25年度
	16年度	17年度	18年度	19年度	
特殊教育教諭免許状取得の促進	受講者 1,424人	順次拡大			→

力 教員の人事交流等の充実（再掲<55ページ>）

全都的な視点に立って LD 等を含め障害のある児童・生徒の教育に携わる教員の専門性の向上を図るため、都立盲・ろう・養護学校と小・中学校間の人事交流の実施等について、具体的な検討を進めています。

キ 大学・外部専門家との連携による研修・研究の充実（再掲<56ページ>）

小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に適切に対応するためには、保健・医療等の関係機関や、大学及び民間の研究機関との連携を図りながら教育内容・方法の充実に努める必要があります。

今後は、LD 等を含め障害のある児童・生徒一人一人の障害の状態や程度等の的確な把握（アセスメント）や指導内容・方法の充実、特別支援教育コーディネーターの育成等について、学校や教員の専門性を図るために、大学・外部専門家との連携による研修・研究の充実を図っていきます。

2 都と区市町村の連携体制の整備

【現状と課題】

近年、知的障害養護学校や心身障害学級（固定・通級）の在籍者の増加、LD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒の相談の増加等により、区市町村教育委員会が取り扱う相談件数（就学・転学相談を含む。）は年々増加し、相談の内容も多様化している状況があります。このうち、例えば、就学に関する相談については、平成 15 年度に区市町村教育委員会が受け付けた相談総件数は 3,109 件であり、前年度比 450 件の増加となっています。

現在、区市町村教育委員会においては、特別支援教育に関する保護者への理解啓発や就学後のフォローアップ体制の整備、あるいは、就学前機関等との連携による就学支援体制の整備など、様々な課題を抱えています。

今後は、区市町村教育委員会を中心に、地域の保健・医療、福祉、労働等の関係機関や専門家、都立盲・ろう・養護学校等がネットワークを構築し、これらの課題の解決に向けて有機的な連携を図る必要があります。

【改善の方向及び計画】

- (1) 教育機関と保健・医療、福祉、労働等、他の分野との積極的な連携
 - ア 特別支援プロジェクト（就学支援）の推進（新規）

LD等を含め障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後の円滑な移行を図るため、各区市町村を基礎的な単位として教育、保健・医療、福祉・労働等の連携に基づく相談支援体制（ネットワーク）を整備するためのモデル事業を実施します。本プロジェクトにおいては、就学支援計画の作成・実施・評価、幼稚園・保育所等への巡回相談の実施など、LD等を含め障害のある児童・生徒やその保護者のニーズに応じた適時・適切な支援の在り方についての実践的な研究を行います。

都教育委員会では、平成17年度及び18年度にモデル事業を実施し、その成果をもとに「ガイドライン」を作成するなどし、各区市町村における特別支援プロジェクト（就学支援）の推進を支援します。

項目	第一次実施計画				長期計画 20~25年度
	16年度	17年度	18年度	19年度	
特別支援プロジェクト（就学支援）の推進		モデル事業 →			
			ガイドライン 作成・配付		

イ 盲・ろう・養護学校のセンター的機能の充実（再掲<37ページ>）

小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒やその保護者、あるいは学級担任等への支援や、都民からの相談等に対応するため、都立盲・ろう・養護学校等が指導・研修、教育相談、理解啓発・情報提供など、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮します。

また、エリア・ネットワークの実効性を高めるために、各エリアの中核となる学校（小学部・中学部を設置する知的障害養護学校）を「センター校」として指定し、小・中学校への支援の在り方について、実践的な研究を行います。

ウ パートナーシップの充実（再掲<36ページ>）（新規）

LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育内容・方法の充実を図るために、地域の幼稚園、保育所、小・中学校等と都立盲・ろう・養護学校等が日常的な連携体制を構築できるよう「パートナーシップ」の充実を図ります。

エ 特別支援教育コーディネーターの指名・養成（新規）

小・中学校の特別支援教育コーディネーターの指名・養成については、都教育委員会における特別支援教育コーディネーター養成に関する研修を修了した人材を有効に活用するなどして、各区市町村が地域の実情に応じた指名・養成方法を検討・実施していく必要があります。

その際、都教育委員会としては、研修プログラムの作成等への助言や、指導主事及び都立盲・ろう・養護学校の特別支援教育コーディネーターの派遣、講師の紹介等の必要な支援を積極的に行っていきます。

オ 広域特別支援連携協議会（仮称）の設置（再掲<37ページ>）（新規）

都において、教育庁、福祉保健局、産業労働局、関係団体（区市町村、経済界、医師会、福祉団体、保護者代表等）の連携によるネットワーク（広域特別支援連携協議会（仮称））を構築し、各区市町村における「特別支援プロジェクト」の推進を支援します。

(2) 小・中学校から都立盲・ろう・養護学校等への通級指導の実施（新規）

小・中学校の通常の学級や心身障害学級に在籍する障害のある児童・生徒の中には、障害の程度は軽度であっても、特定の教科や自立活動等において専門的な指導を必要とする児童・生徒がいます。

こうした児童・生徒のために、都立盲・ろう・養護学校等の教員の専門性や施設・設備等を有効に活用した「通級による指導」を実施します。そのため、今後、都立盲・ろう・養護学校等における通級による指導の教育課程の開発・研究を行っていきます。

項 目	第一次実施計画				長期計画 20~25 年度
	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	
小・中学校から都立盲・ろう・養護学校等への通級指導の実施		検 討	教育課程の開発・研究	実 施	拡 充

(3) 適切な就学の推進

ア 研修会の実施（再掲<37 ページ>）

都教育委員会では現在、LD 等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じた適切な教育を進めるため、区市町村教育委員会の就学相談担当者等を対象とした「就学相談担当者研修会」や、幼稚園及び保育所等の職員を対象とした「就学相談研修会」を実施しています。

今後、特別支援教育への移行に当たっては、LD、ADHD、高機能自閉症等の相談に関する専門性の育成や、就学相談の円滑な実施に向け関係機関の緊密な連携が欠かせないことから、LD 等を含め障害のある子どもやその保護者への支援に携わる関係者に対する理解啓発や専門性の向上に関する研修を充実させていきます。

イ 就学相談に関する調査研究等（再掲<38 ページ>）

特別支援教育への移行に当たっては、LD、ADHD、高機能自閉症等に対する相談体制の整備が課題であることから、就学相談に関する調査研究の成果や課題等に基づいてガイドラインを作成し、各区市町村における就学相談の充実を支援します。

ウ 巡回相談の実施等による支援

都教育委員会では現在、各区市町村における就学相談の充実を支援するため、指導主事及び就学相談員による巡回訪問を年 1 回程度実施しています。

特別支援教育への移行に当たっては、相談件数の増加や相談内容の広がりが推測されることから、各区市町村における就学相談体制整備に向けて、指導主事、就学相談員はもとより、専門家等による支援体制を整備していきます。